

法定揭示事項

エムナース訪問看護ステーションでは、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、可能な限り在宅における、ニーズに寄り添い、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、看護サービスを提供し、心身の機能の維持・回復を目指します。

1. 運営法人の概要

法人名	エムナース株式会社
法人所在地	大阪府豊中市上新田二丁目3番23-205号
電話番号	06-7713-1500
代表者名	代表取締役 石原 宏二郎
設立年月日	令和6年11月26日

2. 事業所の概要

事業所名	エムナース訪問看護ステーション
所在地	大阪府豊中市上新田1-24 M208号
事業所指定番号	2764091563
提供可能サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
管理者	石原 隼一朗
開設年月日	令和7年4月1日
サービス提供地域	豊中市、箕面市、池田市、吹田市

3. 運営方針

- ①訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように努めます。
- ②事業の運営にあたって、必要時に必要な訪問看護が提供出来るように努めます。
- ③事業の運営にあたって、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	常勤人数	非常勤人数
管理者	管理業務・看護職員兼務	1名	0名
看護師	看護職員	3名	1名
事務職員	事所内事務	0名	0名

2025年現在

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
営業時間	午前8：30～午後6：00
休業日	土曜日、日曜日、年末年始（12/31～1/3）
サービス提供時間	午前9：00～午後6：00

※オンコールあり、24時間体制、上記時間外の場合、利用者様の状況に応じて、緊急訪問させていただきます。

6. 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等をアセスメントし、援助目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ①全身状態の観察（体温・血圧・呼吸状態、病状の観察） ②日常生活援助（清潔・排泄・食事・服薬管理など） ③酸素・点滴・カテーテルなどの医療器具の管理 ④褥瘡予防及び医師の指示に基づく医療処置 ⑤認知症の介護に係る、生活指導 ⑥療養生活や介護方法の指導、精神面のケア ⑦在宅ケアに係る、介護・福祉制度に関する情報提供

(2) 看護師の禁止行為

看護師はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かりや年金の管理
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の家族に対するサービスの提供

④利用者の居宅での飲酒、喫煙

⑤身体拘束や利用者の行動制限する行為（利用者または第三者などの生命や身体を保護する為の緊急をやむを得ない場合は除く）

（３）サービス利用上の禁止行為

利用者又は家族による、看護師などに対するハラスメント行為を禁止しています。

①不必要な身体への接触

②容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言

③性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言

④サービス外の内容を強制的に行わせる事

⑤看護師の助言・指摘・指示に対して無視し、看護介入が困難な事

⑥交際・性的関係の強要、わいせつ図画の閲覧、掲示、配布

⑦人格を傷つける発言を行う

⑧私物を意図的に壊すことや窃盗など

⑨その他、前各号に準ずる行為を行うこと

7. サービス提供の手順

①【サービスの提供の依頼・ご相談】

ご来訪及びお電話のいずれかでお申し込み下さい。但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合は担当ケアマネージャーにご相談ください。

②【サービス提供の契約・利用者の状態の把握】

ご利用に係る重要事項の説明をし、ご了承を頂いた上で契約させていただきます。

ご契約者、ご家族様と面談させて頂き、利用者の状態やご希望を情報収取させて頂きます。

③【訪問看護計画書の作成・同意・交付】

医師の指示書をもとに訪問看護計画書を作成し、ご契約者・ご家族の同意を得て交付します。

④【訪問看護サービスの提供開始】

訪問看護計画書に則りサービスの提供を開始します。

8. サービス利用料金について

①利用者から利用者負担金は、別紙の表の通りです。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

②介護・医療保険外のサービスとなる場合には全額自己負担となります。

※保険外サービスとは、通常は利用可能な保険点数によって訪問回数や滞在時間が厳密に定められています。保険制度適応外の訪問回数や滞在時間の延長につきましては保険外サービスとなります。（自費訪問看護サービスとなる。）

9. 料金の請求及びお支払い方法

1) 利用料・その他費用の請求方法

2) お支払い方法

①口座振替の場合

- i. 契約時に銀行もしくは郵便局「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」のお手続きをさせていただきます。
- ii. 毎月 26 日に前月分の料金をお引き落としさせていただきます。
※.土日祝日の場合、翌営業日にて引き落とし。
- iii. ご利用料金は三井住友カード株式会社を通じてご請求させていただきます。

②集金の場合

- i. 前月の請求書を 26 日までに持参いたします。

3) 領収証の発行

・引き落とし日以降の訪問日に訪問スタッフが、領収証を持参致します。

10. キャンセル

- ① 利用者がサービスを中止する際は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先： エムナース訪問看護ステーション（電話番号）06-7713-1500

- ② 利用者の都合でサービスを中止する際には、できるだけサービス利用日の前日 17 時までにはご連絡ください。連絡がなく訪問スタッフがご自宅に伺った場合は、キャンセル料を申し受ける事となりますのでご了承ください。但し、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情と当社が判断した場合には、キャンセル料は不要です。

※キャンセル料金は、サービス予定保険料の同額を自費となります。

1 1. 衛生管理

- ①訪問看護職員の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行います。
- ②指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③当社のマニュアルに沿って、衛生管理及び感染管理に努めます

1 2. 24時間緊急連絡対応について

- ①看護師職員が利用者または家族から電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルを整備しています。
- ②緊急訪問看護の必要性を判断し、速やかに行える連絡体制及び緊急訪問看護が可能な体制を整備しています。
- ③訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する職員の勤務体制及び勤務状況を明確に把握しています。

1 3. 相談窓口・苦情対応

訪問看護の提供に係る利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。また、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めています。支援にあたる悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の人権擁護に取り組めるように努めます。

●当事業所のサービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	06-7713-1500
担当者	管理者 石原 隼一朗
その他	相談・苦情については、対応した者が必ず【相談苦情記録表】を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

1 4. 緊急時や事故発生時の対応方法

事業者は、サービスの提供中に際して利用者のケガや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。また、災害等の発生時は連絡なしに訪問の予定を中止・変更する場合があります。

訪問看護料金表【介護保険】（令和7年4月1日現在）

【保険単位と基本利用料】 地域区分単価 1単位＝ 10.84 円

※負担額の計算方法・・・報酬単位×地域区分単価＝A

$A \times 0.9$ (1割負担の場合)＝B (3割負担の場合は0.7)

$A - B$ ＝利用者負担

《要介護》

サービス内容	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問看護Ⅰ 1	314	341 円	681 円	1021 円
訪問看護Ⅱ 2	471	511 円	1021 円	1532 円
訪問看護Ⅲ 3	823	893 円	1785 円	2677 円
訪問看護Ⅳ 4	1128	1223 円	2446 円	3669 円

《要支援》

サービス内容	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問看護Ⅰ 1	303	329 円	657 円	986 円
訪問看護Ⅱ 2	451	489 円	978 円	1467 円
訪問看護Ⅲ 3	794	861 円	1722 円	2582 円
訪問看護Ⅳ 4	1090	1182 円	2363 円	3545 円

※訪問看護Ⅰ：20分未満の看護ケア

訪問看護Ⅱ：30分未満の看護ケア

訪問看護Ⅲ：30分以上60分未満の看護ケア

訪問看護Ⅳ：60分以上90分未満の看護ケア

【該当の場合加算・請求額】

加算	算定頻度	単位数
夜間・早朝、深夜の加算	夜間又は早朝1回につき 深夜1回につき	所得単位数の25% 所得単位数の50%
複数名訪問加算 (Ⅰ)	30分未満1回につき 30分以上1回につき	254 単位 402 単位
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護	300 単位

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	月に１回	600 単位
特別管理加算（Ⅰ）	月に１回	500 単位
特別管理加算（Ⅱ）	月に１回	250 単位
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500 単位
初回加算（Ⅰ）	月に１回	350 単位
初回加算（Ⅱ）	月に１回	300 単位
退院時共同指導加算	１回につき	600 単位

【加算の詳細】

- ・ 早朝加算：午前 6 時～午前 8 時
- ・ 夜間加算：午後 6 時～午後 10 時
- ・ 深夜加算：午後 10 時～午前 6 時

- ・ 特別管理加算（Ⅰ）：対象利用者（以下いずれかに該当する利用者）
 - ①在宅麻薬等注射指導管理 ②在宅腫瘍等患者指導管理 ③在宅強心剤持続投与指導管理
 - ④在宅気管切開患者指導管理 ⑤気管カニューレの使用 ⑥留置カテーテルの使用

- ・ 特別管理加算（Ⅱ）：対象利用者（以下いずれかに該当する利用者）
 - ①在宅酸素療法指導管理 ②在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ③在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ④在宅自己導尿指導管理
 - ⑤在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ⑥在宅自己疼痛管理指導管理
 - ⑦在宅肺高血圧症患者指導管理 ⑧人工肛門、人工膀胱の設置 ⑨真皮を越える褥瘡
 - ⑩週 3 日以上の点滴注射

- ・ 初回加算（Ⅰ）：新規に訪問看護計画書を作成した利用者さまに対し、病院、診療所等から
退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回訪問看護を行った場合
- ・ 初回加算（Ⅱ）：新規の訪問看護計画書を作成した利用者に対し、初回の訪問看護を行った場合

訪問看護料金表【医療保険】

加算	算定頻度	費用	自己負担額
訪問看護管理療養費	月初め日の訪問 月 2 回目以降の訪問	7670 円/日 2500 円	75 歳以上：1 割 負担（ <u>現役並み</u>
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで 週 4 日目以降※1	5550 円/日 6550 円/日	<u>所得者は 3 割、</u> <u>現役並み所得者</u>
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者）	同一日 2 人 週 3 日まで 同一日 2 人 週 4 日目以降 同一日 3 人以上 週 3 日まで 同一日 3 人以上 週 4 日目以降	5550 円/日 6550 円/日 2780 円/日 3280 円/日	<u>以外の一定所得</u> <u>以上の者は 2</u> <u>割）</u>
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中（通常 1 回） 特掲診察料七・八等の利用者は 2 回）	8500 円/日	70～74 歳：2 割 負担 （ <u>現役並みの所</u>
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 月 15 日目以降	2650 円/日 2000 円/日	<u>得者は 3 割）</u>
難病等複数回訪問加算	1) 1 日に 2 回の場合 同一建物内 1 人または 2 人 同一建物内 3 人以上 2) 1 日に 3 回以上 同一建物内 1 人または 2 人 同一建物内 3 人以上	4500 円/日 4000 円/日 8000 円/日 7200 円/日	健康保険：3 割負 担 国民健康保険： 3 割負担
長時間訪問看護加算	特別管理加算や特別指示書の 90 分 を超えた訪問で週 1 日 （15 歳未満の（準）超重症児、同年 小児の特別管理加算は週 3 回）	5200 円/回	

複数名訪問看護加算	週 1 回		
	同一建物内 1 人または 2 人	4500 円	
	同一建物内 3 人以上	4000 円	
	週 3 回		
	同一建物内 1 人または 2 人	3000 円	
	同一建物内 3 人以上	2700 円	
	訪問制限なし		
	1) 1 日に 1 回の場合		
	同一建物内 1 人または 2 人	3000 円	
	同一建物内 3 人以上	2700 円	
	2) 1 日に 2 回の場合		
	同一建物内 1 人または 2 人	6000 円	
	同一建物内に 3 人以上	5400 円	
	3) 一日に 3 回以上の場合		
	同一建物内 1 人または 2 人	10000 円	
	同一建物内 3 人以上	9000 円	
夜間・早朝訪問看護加算	1 日につき 1 回	2100 円/日	75 歳以上： 1 割 負担（ <u>現役並み</u> <u>所得者は 3 割</u> 、 <u>現役並み所得者</u> <u>以外の一定所得</u> <u>以上の者は 2</u> <u>割</u> ） 70～74 歳： 2 割 負担 （ <u>現役並みの所</u> <u>得者は 3 割</u> ）
深夜訪問看護加算	1 日につき 1 回	4200 円/日	
24 時間対応体制加算	月に 1 回	6800 円	
特別管理加算	重症度の高い	5000 円/月	
	その他	2500 円/月	
退院時共同指導加算	月に 1 回	8000 円/月	
	（特別な管理を必要とする利用者は月 2 回）		
	さらに特別管理指導加算（特別管理加算の対象）	2000 円/月	
退院支援指導加算	退院 1 回に限り	6000 円/回	
	（長時間にわたる療養上の指導を行った場合）	8400 円/回	

在宅患者連携指導加算	月に1回	3000 円/月	健康保険： 3割負担 国民健康保険： 3割負担
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回につき (月に2回まで)	2000 円/回	
看護・介護職員連携強化加算	月に1回	2500 円/月	
訪問看護情報提供療養費 I	月に1回	1500 円/月	
訪問看護情報提供療養費 II	特掲診察料七・八等に掲げる 18 歳未満の利用者 18 歳未満の超重症児または準重症児に対し、月 1 回	1500 円/月	
訪問看護情報提供療養費 III	月に1回	1500 円/月	
ターミナルケア療養費 I	最終訪問日	25000 円	
ターミナルケア療養費 II	最終訪問日	10000 円	健康保険：3割負担 国民健康保険： 3割負担 ※子ども医療証をお持ちの方は 最大月 1000 円
乳幼児加算（6歳未満）	1日1回 1日1回（厚生労働大臣が定める者）	1300 円/日 1800 円/日	

※1 厚生労働大臣が定める疾患、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書期間内においてのみ利用可。それ以外の方で週4日目以降の訪問は自費となります。(緊急訪問を含む)

・訪問看護基本療養費Ⅲ

〈特掲診療科の施設基準等別第七に掲げる疾病等の者〉

- ① 末期の悪性腫瘍②多発性硬化症③重症筋無力症④スモン⑤筋萎縮性側索硬化症⑥脊髄小脳変性症⑦ハンチントン病⑧進行性筋ジストロフィー症⑨パーキンソン病関連疾患
⑩多系統萎縮症⑪プリオン病⑫亜急性硬化性全脳炎⑬ライソゾーム病⑭副腎白質ジストロフィー
⑮脊髄性筋萎縮症⑯球脊髄性筋萎縮症⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎⑱後天性免疫不全症候群⑲
頭頸部損傷⑳人工呼吸器を使用している状態

〈特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者〉

- ① 在宅悪性腫瘍等患者指導管理②在宅気管切開患者指導管理③気管カニューレの使用④留置カテーテルの使用⑤在宅自己腹膜灌流指導管理⑥在宅血液透析指導管理⑦在宅酸素療法指導管理⑧在宅中心静脈栄養法指導管理⑨在宅成分栄養経管栄養法指導管理⑩在宅自己導尿指導管理⑪在宅人工呼吸指導管理⑫在宅持続陽圧呼吸療法指導管理⑬在宅自己疼痛管理指導管理⑭在宅肺高血圧疾患指導管理⑮人工肛門、人工膀胱の設置⑯真皮を超える褥瘡⑰在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定

・乳幼児加算

厚生労働大臣が定める者：超重症児又は準超重症児、特掲診療科の施設基準等別第七・第八のいずれかに該当する者

・特別管理加算

重症度の高い；介護保険の特別管理加算（Ⅰ）に準ずる

その他：介護保険の特別管理加算（Ⅱ）に準ずる

・退院時共同指導加算

特別な管理を必要とする利用者

- ① 在宅麻薬等注射指導管理②在宅腫瘍化学療法注射指導管理③在宅強心剤持続投与指導管理
④在宅気管切開患者指導管理⑤気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態
⑥在宅自己腹膜灌流指導管理⑦在宅血液透析指導管理⑧在宅酸素療法指導管理⑨在宅中心静脈栄養法指導管理⑩在宅自己導尿指導管理⑪在宅持続陽圧呼吸療法指導管理⑫在宅自己疼痛管理指導管理⑬在宅肺高血圧症患者指導管理⑭人工肛門、人工膀胱の設置⑮真皮を超える褥瘡⑯週3日以上
の点滴注射

【保険外での利用者負担】

交通費	片道 3km から 5km 未満 1 回の訪問につき 200 円
	片道 5km から 10km 未満 1 回の訪問につき 400 円
	片道 10km から 15km 未満 1 回の訪問につき 600 円
	片道 15km 以上 1 回の訪問につき 800 円
サービス提供地域を越える場合は、公共交通機関を利用した場合の往復料金を請求します	
エンゼルケア（ターミナル加算とは別途）	10,000 円
超過時間利用料	2,000 円 （1 回の利用が 90 分を超え、30 分毎）
営業日以外の利用料	2500 円上乗せ
保険適用外料(受診介助、外出など)	30 分あたり 2,000 円

《2024 年 6 月現在》

★ご利用にあたってのお願い

- ①勤務の都合上、訪問する看護師が日により変わる事がございますので、ご了承ください
- ② 契約書、重要事項説明書（同意書を含む）は、重要な書類ですので大切に保管してください。